

広島市視覚障害者 I C T利活用支援ボランティア養成・派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者がより豊かで質の高い生活を送れるよう、I C Tを活用した情報コミュニケーション支援の充実等を図ることを目的として、I C T利活用支援ボランティアを養成するとともに、視覚障害者に対して自宅等に派遣し、視覚障害者用パソコンソフトウェア等の設定及び操作方法等の指導を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 視覚障害者 本市に住所を有する身体障害者手帳の交付を受けている在宅の視覚障害者をいう。
- (2) I C T利活用支援ボランティア 視覚障害者の自宅等を訪問するなどして、視覚障害者用パソコンソフトウェア等の設定及び操作方法等の指導を行う者（以下「I C Tボランティア」という。）をいう。

(I C Tボランティアの派遣対象者)

第3条 I C Tボランティアの派遣対象者は、視覚障害者で、I C Tの利用に取り組んだものの十分に活用していない者又はこれからI C Tを利用しようとしている者とする。

2 前項の規定にかかわらず、I C Tボランティアは、次に掲げる場合は派遣しないものとする。

- (1) 営業活動等の経済的活動に係る場合
- (2) 社会通念上本制度を適用することが適当でない場合

(実施方法)

第4条 広島市視覚障害者I C T利活用支援ボランティア養成・派遣事業（以下「事業」という。）は、公益社団法人広島市視覚障害者福祉協会（以下「視障協」という。）に委託して実施する。

(I C Tボランティアの養成)

第5条 視障協会長は、障害者の福祉について理解と熱意を有し、I C Tボランティア登録を希望する者を対象として、広島市視覚障害者I C T利活用支援ボランティア養成講座を行うものとする。

(I C Tボランティアの登録等)

第6条 視障協会長は、広島市視覚障害者I C T利活用支援ボランティア養成講座を修了した者をI C Tボランティアとして登録するものとする。

2 I C Tボランティアは、前項の登録の内容に変更が生じたときは視障協会長に、速やかにその変更の内容を届け出なければならない。

(I C Tボランティアの派遣決定)

第7条 視障協会長は、派遣対象者又はその家族等（以下「派遣希望者等」という。）から、電話などにより申込みを受けたときは、その申込みの内容を所定の利用申込書に記入するものとする。

2 視障協会長は、速やかに、前項の利用申込書の内容を審査し、派遣の可否を決定するものとする。派遣の決定をした場合は、派遣希望者等及び第6条第1項の規定により登録されたI C Tボランティアに通知し、そのI C Tボランティアの派遣を行うものとする。また、派遣の決定をしなかった場合は派遣希望者等に、その旨を通知するものとする。

3 視障協会長は、前項により派遣を決定した場合であっても、I C Tボランティアが確保できない場合のほか、やむを得ない事由が発生した場合は、前項の派遣決定を取り消すことができる。

(I C Tボランティアの派遣時間等)

第8条 I C Tボランティアの派遣を行う時間帯は、午前9時から午後5時までとする。ただし、

当該ICTボランティアの了解が得られた場合には、派遣時間外の派遣をすることができるものとする。

2 ICTボランティアの派遣時間は、原則として、派遣1回につき、2時間を限度とする。

3 ICTボランティアの派遣に当たっては、原則として、1名で行うものとする。

4 1回当たりの派遣時間は、1時間を1単位とし、派遣時間が1時間以内の場合は1時間として、派遣時間が1時間を超え1時間未満の端数を生じた場合においてその端数が30分以上のときは2時間、30分未満のときは1時間として計算するものとし、以下この例によるものとする。

(実施報告書)

第9条 ICTボランティアは、業務を行ったときは、その都度、所定の実施報告書に必要事項を記入し、利用者の確認印を受けたうえ、原則として、業務を行った月の翌月の5日(3月分については3月末)までに視障協会長に提出するものとする。

2 視障協会長は、前項の実施報告書の内容を速やかに確認し、業務が適正に遂行されたと認めるときは、ICTボランティアに対して、確認の日から30日以内に謝礼金及び交通費の実費を支払うものとする。

(賠償責任保険)

第10条 視障協会長は、ICTボランティアの派遣に関する業務に係る賠償責任保険に加入するものとする。

(経費の支弁)

第11条 市長は、視障協会長に対し、第4条の規定により委託した事業に要する経費を支弁するものとする。

2 前項の経費のうち、ICTボランティア1人当たりの謝礼金は、1時間当たり930円とし、そのICTボランティア派遣のために必要な交通費(タクシーを除く公共交通機関に係るものに限る。)は、派遣1回で1人当たり2,000円を超えない範囲内の実費とする。なお、その額が2,000円を超える交通費の実費は、利用者が負担するものとする。

3 前項の謝礼金の積算に係る派遣時間の計算方法は、第8条第4項に定めるところによる。(移動時間を除く)

(ICTボランティアの留意事項)

第12条 ICTボランティアは、次に掲げる事項を遵守して業務を行うものとする。

(1) ICTボランティアとしての自覚と責任をもって業務を行うこと。

(2) 業務を行うに当たっては、常に個人の人権を尊重し、利用者の身上に関する秘密を他に漏らさないこと。

(ICTボランティアの登録抹消)

第13条 視障協会長は、前条に規定する遵守事項に違反するなど、ICTボランティアとして不適格と認める者については、第6条第1項のICTボランティア登録を抹消することができるものとする。

(委任規定)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。